

# 宋代墳寺考

## 竺沙雅章

はしがき

### 一、墳寺制の起源

### 二、墳庵及び道教の墳寺

### 三、墳寺墳庵普及の背景

### 1、墳寺の特典

### 2、徒居の風と墳墓の管理

### 四、墳庵より墓莊へ

はしがき

墳寺というのは、墳墓の傍側に建てられ、祖先の追薦、洒掃や墓樹の看守にあたる、いわば墓守の仏寺である。

とくに宋代では宰相、参知政事、枢密使副にのぼると、后妃宗室、宦官と同じく、朝廷に墳寺の勅額を奏請できる  
という、独特の制度が行われた。勅額を下賜された墳寺には度僧、賜紫衣師号、科數(附加税)蠲免等の特典が与え

られたので、大官は墳寺置立を名目として寺院を兼併して利殖をはかり、また科敷の蠲免を求めた。寺院や僧の側でも貴權の庇護を受けられ諸種の特典にあずかるるので、墳寺に指定されその住持になるのを望む風潮がみられた。このように貴權と寺院との結合癒着を示す事象であったから、墳寺制は早くから注目され、すでに三島一、小川貫式氏らの研究<sup>(1)</sup>がある。とくに後者は墳寺制に関する主な史料をほぼ網羅しており、この制度自体についてはかなり明らかになつてゐる。しかしこの制度が何故宋代に限つて行われたのか、儒学を奉ずる士大夫が挙げて墳墓の看守を寺院に委ねたのはどうしてか、などの歴史的意義付けまでは及んでいない。さらに從来、勅額を受けたいわゆる有額の墳寺のみが注目されて、当時、奏請資格にいたらぬ士大夫たちもさかんに無額の墳庵を建置したこと、道教の宮觀にも墳寺制が適用されていたことなどが、見逃がされてきた。

墳寺制は単に宋代寺院制度にのみ限定されたものではなく、この時代の士大夫官僚の宗教生活なかんずく祖先祭祀に關わり、ひろくは宋代社会史の一側面を明らかにする重要な制度である。そこで本稿は先学の諸研究を参照しつつ、これまで論及されなかつたいくつかの問題を検討して、その社会的背景を探り、宋代士大夫階級の一性格を明らかにしたい。

なお墳寺は守墳院・庵、功德寺・院、守墳功德院、香火院、香燈院などさまざまによばれた。わが国の学界では、功德墳寺という用語がもっぱら使われてきた。筆者もこれに従つてきただが、実のところ当時の史料に功德墳寺と称する例はごく少なく、多くは墳寺もしくは功德院と称した。そこで本稿では法令の用語に従つて、單に墳寺と称することとする。

## 一、墳寺制の起原

墳側に寺院を置いて看守させる慣行が何時ごろから行われたかは、明らかでない。もっとも陵墓に寺塔を建てる」とは、すでに楊衒之『洛陽伽藍記』卷四、白馬寺の項に「明帝が崩じると、祇洹（精舎）を陵上に起てた。これより以後、百姓は冢上に或いは浮図（塔）を作つた」と記されており、早くからみられた。その後、隋唐代には帝王陵の傍に仏寺を建てたことがみられるので、この時代に民間でも同様のことが行われていたと推測されるが、確かな記録は、管見では見出せない。後述するごとく、唐末五代には江南の地方で行われた形跡がみられる。

一方、大官に墳寺勅額を下賜する制度は唐代に始まるとする見解がある。<sup>(3)</sup> その根拠の一は、南宋志磐『仏祖統紀』卷四に載せる「(大曆)二年、輔相大臣に詔して、始めて功德院を建てしむ」との記事である。しかしその典拠が示されておらず、唐代文献にこれに関連する記録も見当らないから、この記事はにわかに信用しがたい。明覚岸『积氏稽古略』卷三には、この年のこととして「七月、宦官の魚朝恩が先に賜わった荘を章敬寺とし、太后的冥福に資した」との記事のみが記されている。これは明らかに『資治通鑑』卷二二四、七月丁卯条に拠つたものである。『通鑑』の同じ条にはつづいて、代宗と宰相元載、王績、杜鵑漸との度を過ぎた奉仏ぶりが記されている。想像するに、志磐はこれらの記事より類推し今様に解釈したのではないかと思われる。また貴妃公主については、さらに遡つて景雲二年（七一）に、始めて功德院を建つ（同書四〇）とあるが、これも典拠は不明であり、後の仏教史籍にも記載されない。したがつて墳寺制が唐代に始まつたとする根拠は不充分である。たとい『仏祖統紀』の記

事が事実であったとしても、その功德院が墳寺を指すという確証もないのである。

墳寺の勅額を下賜する制度は宋代になつて制定されたものとみられるが、これについても創設の時期とその事情を明記した史料はない。小川氏が指摘するように、墳寺下賜のもつとも早い記録は、李焘『統資治通鑑長編』卷九七、天禧五年（一〇二一）二月甲子の次の記事である。

故太尉王旦に墳側の僧院を賜い、名づけて覚林と曰い、近墳の田租は悉くこれを除く。

ちなみに王旦は天禧元年（一〇一七）九月に卒し、その年十一月庚申に開封府開封県新里郷大辺村に葬られた（歐陽文忠公文集二三、太尉文正王公神道碑銘序）。だから王旦に墳側の僧院覚林院を賜わつたのは、彼の死後四年のことであり、見任大官に下賜するいわゆる墳寺制とは事情が異なる。また近墳の田租を免除する特典は、墳寺にはなかつた。したがつてこれは元勲王旦に対する特別の恩澤であり、厳密な意味での墳寺制の始まりとはいえない。ただ墳側に僧院を建て勅額を下賜することが、すでに真宗朝に行われていたことを、この記事は示している。

見任の大官が墳寺の勅額を奏請して許可された最初の記録は、范仲淹の場合である。『范文正公集』（四部叢刊本）附錄朝廷優柔に載せる「置功德寺」と題した中書門下牒が、それである。

中書門下牒蘇州白雲寺。右諫議大夫・參知政事范仲淹劄子奏。蘇州天平山有白雲泉。南有寺。寺中有刺史白居易詠白雲泉詩。明古寺也。臣本家松楸、實在其側。常令此寺照管。准先隆條貫、應寺院及五十間已上、至乾元節、並得賜額。上件古寺屋宇、已應得條貫。伏望特賜一名額。取進止。牒。奉勅、宜賜白雲寺為額。牒至准勅。故牒。慶曆四年四月二十五日牒。

右諫議大夫・參知政事范「仲淹」／右諫議大夫・參知政事賈「昌朝」／刑部尚書・平章事晏「殊」／工部尚書・平章事章「得象」（以下省略）

これより先、范仲淹は陝西に赴き対西夏防衛の陣頭指揮に当つていたが、慶曆三年（一〇四三）中央に呼び戻されて參知政事に任命され、歐陽脩らとともに政治改革に乗り出した。いわゆる慶曆の新政である。改革は政敵の強い反対にあって一年足らずでもろくも挫折したが、改革案のいくつかは後の王安石新法に繼承されて実現をみた。

右牒の四年四月といえば、続々と新政策が実行に移されつつあった時期である。

右の中書門下牒の内容はあらまし次のごとくである。參知政事范仲淹の劄子に拠ると、蘇州天平山に白雲寺という古寺があり、かねてより、その側にある范氏の先祖の墓を看管させていた。先ごろ降された條貫に「あらゆる五十間以上に及ぶ寺院は、乾元節すなわち仁宗の誕節に並びに勅額を賜うことができる」とある。右の古寺はその条貫に該当するので、これに名額を賜わりたい、と奏請してきた。勅を奉じたところ、「宜しく白雲寺の額を賜うべし」とあつたので、そのようにせよ、というものである。奏請者の范仲淹の名が牒の列官中にもみえるのは、興味深い。さてこの場合、もともとあつた守墳の寺院に勅額を奏請して認可されたのであるが、奏請理由からみて當時でもなお墳寺下賜の特別の規定はつくられていなかつたようである。もし執政になれば墳寺を奏請できる規定なり慣例ができていたならば、ことさら「先降条貫」を持ち出して白雲寺がその規定に該当するなどと述べる必要はないからである。南宋隆興元年（一一六三）賀允中が墳寺を陳乞した「蒼山資福寺勅牒」（両浙金石志九、小川論文五）（五二頁に全文引用）に「昨ごろ恩を蒙りて參知政事を除授せらる。あらゆる条例に依り、まさに守墳寺額を得べし云

々」とあるのとを比較すれば、明らかであろう。

范仲淹が引用した「先降条貫」が仁宗朝の何年に出されたものかは分からぬが、当時の寺院対策を知る一つの史料である。<sup>(4)</sup> およそ宋初の宗教政策は他の諸政策と同様、後周世宗の方針を継承したものであつた。寺院対策について『長編』卷一、建隆元年（九六〇）六月辛卯の条に、

諸路州府の寺院の顯徳二年の停廢を経たる者は、復た置くこと勿かれ。當に廢すべくして未だ毀たざる者は、之を存す。

とある。顯徳二年（九五五）の停廢とは、いうまでもなく後周世宗が断行した仏教々団肅正策——仏教側のいう三武一宗の法難の一——であり、宋の太祖は即位早々にその政策を大筋で継承することを表明したのである。ところが次の太宗になると一転して大巾な度僧を許可し、また無額寺院に太平興國・乾明などの勅額を下賜した。仏教王国であつた江南諸国の征服を終り、その地方の人心を収繫するために仏教獎励策をとる必要があつたのであらう。こうした勅額濫授の傾向は真宗朝になつてさらに強まり、仁宗、英宗朝に及んだ。宋元地方志寺觀の項の記載をみると、とくに真宗の大中祥符年間と英宗の治平年間に「今額に改めた」寺院が圧倒的に多い。勅額の下賜というのは、天子の教團に対する恩澤であり、その寺院を国が保護することを意味したが、眞のねらいはそれによつて寺院を完全に統制し、寺院が反社会分子の巣となるのを防ぐためであつた。そこで勅額のない寺院は毀拆するというのが宋代を通じての方針であり、勅額を有するか否か、有額寺院か無額寺院かは、その寺院の存廢に關わる重大な問題であつたから、寺院は貴權に近づいて勅額をえようと努めた。それだけに勅額下賜は天子の甚大な恩恵を意味したの

である。

当時、有額寺院と無額寺院とを分ける一つの規準は、寺舎の規模すなわち間数であった。天禧二年（一〇一八）諸処の不係名額寺院が多く奸盜を聚め、鄉閭を騒擾しているとの上封者の意見をいれて、ことごとくこれを毀する詔を出したが、四月庚寅にいたって、無名額寺院でも屋宇が三十間以上で現に仏像や僧人の住持する者がある場合、三十間に満たなくても名山勝境にある場合は存留を許すとの、廢毀条件を緩和する詔が出された<sup>(5)</sup>。その後でも、嘉祐七年（一〇六二）九月庚寅、明堂大饗後の大赦に際して、無名額寺の舎屋一百間に及ぶものにも名額を与え、治平四年（一〇六七）正月辛亥、英宗の不子に際し、民間の先に私造せる寺觀のうち三十間に及ぶものは悉く存留して、名を寿聖と賜つた<sup>(6)</sup>。これらの事例からみると、どうやら三十間というものが寺院の大小を分ける一つの規準であったようである<sup>(8)</sup>。とすると「先降条貫」中の五十間も三十間の誤りかも知れない。それはともかく、勅額下賜は天子の平癒祈願といった特別の場合以外にも、仁宗朝では毎歳誕節ごとに一定規準を越える無額寺院に与えられていたことが、「先降条貫」によつてはじめて知られる。誕節に天子の恩惠として度僧を許し紫衣師号を賜うことは多くの史料にみられるが、勅額下賜のことは他に明記したものがないからである。このように無額寺院の毀拆を行う一方で、ことあるごとに勅額を下賜したので、寺院の数は増えこそそれ減ることはなかつた。とくに北宋中期には著しく増加し、真宗朝から仁宗朝にかけての五十余年間に一万四千寺も増えたという記録がある。当然激増の一因に墳寺の設置も含まれるであろう。

もとに戻つて、慶曆のころでも墳寺下賜に関する特別の規定はなく、官僚で寺舎五十間以上の守墳寺院をもつて

おれば、その官職にかかわらず勅額をうけることができた。そして現存史料に拠る限り、范仲淹はその端を開いた一人といえる。こうして一旦、墳寺奏請の例が開かれると、誕節ごとに奏請する官僚が増えてくるのは、事の成り行きである。至和元年（一〇五四）判祠部張洞が度僧の濫放を諫めた上奏のなかで、

又、文武官・内臣は墳墓に寺を置きて撥放「度僧」することを得。近歳いよいよ広し（宋史二九九）。

と述べており、朝廷としても何らかの規制措置をとる必要に迫られたことになった。そこで嘉祐四年（一〇五九）六月乙丑、次の詔が出された。

あらゆる墳寺の名額を乞うものは、親王・長公主及び見任の中書・枢密院、並びに入内内侍省都知押班に非ざれば、施行するを得ず（長編一八九）。

すなわち墳寺勅額を奏請しうる官僚は宰相、参知政事、枢密使副等に限られることになった。この奏請しうる官僚の範囲というのは、国初より行われた父祖の贈官規定における「追贈三世」の資格を有する者である。<sup>(11)</sup>いいかえれば、彼らは国初以来の特典に加えて墳寺を置く特典をあわせ獲得することになった。南宋初の張守の墳寺について孫覲「常州永慶禪院興造記」（鴻臚居士集二二）に「建炎・紹興の間、擢んでられて枢要に任じ、進んで大政に參ず。始めて故事を用い、三世を追贈せられ、又、能仁の故刹をば祖弥崇道追福の地と為さんことを表請す。詔して顯慈永慶禪院と賜う」とあるのは、その例である。范仲淹についても、牟獻「忠烈廟記」（范文正公集附錄、褒賢祠記一）に「嘗て白雲庵に即いて香火を奉ず。政府に登るに洎んで、三世を追封し墳寺を置くことを得、始めて奏して菴を改めて白雲寺と為し、徐国公、唐国公、周国公を祀る。蓋し慶曆の時なり」と記し、范は参知政事となつたので三

世を追封し墳寺を置く資格ができたことを述べる。ただし当時はまだ墳寺制は定まっておらず、今は後の制度から類推して説明しているのである。

墳寺を置くのが宰執らに与えられる特典と定まると、かえつてその資格ができると必ず墳寺奏請を行う傾向が強まり、英宗朝以後、墳寺・功德院の記録はにわかに増加することになった。北宋末の崇寧四年（一一〇五）七月、新法党の蔡京が旧法党人の墳利を悉く剝奪して寿寧禪院と改額せしめたことがあった。その時墳寺を奪われた者は、呂大防、韓維、司馬光、韓忠彦、傅堯俞、孫固、鄭雍、曾布、胡宗愈、黃履、蔣之奇、陸佃、文彥博、呂公著、李清臣、王巖叟、蘇轍、張商英、劉摯の十九人にのぼった（長編紀事本末一二三）。これによって当時の墳寺普及ぶりがうかがわれよう。

要するに墳寺制は仁宗の慶曆ころに始まり、嘉祐四年に一応制度として定まったのである。この時期は、同じく祖先祭祀の場である家廟の置立が奨励された時期でもあった。仁宗は「今の公卿の家が財産を殖やすことばかり熱心で、家廟を建てるものがない」（予章文集三）のを嘆いて、慶曆元年（一一〇四）南郊赦書において「あらゆる中外文武官は並びに旧式に依って家廟を建立することを許した」（宋会要礼二、宋史一〇九）。さらに至和二年（一一〇五）宰臣宋庠の上言に従って、両制・礼官に下してその制度を詳定せしめた。こうした仁宗の風教を刷新しようとの熱意にもかかわらず、この時に家廟を建てたのは文彥博ただ一人であった。家廟は唐代にさかんに設置されたが、宋庠もいうように、そのころとは時代はすっかり変わり、公卿といつても古の諸侯や門閥貴族官僚と士大夫官僚とは置かれた地位が異なる。祖先祭祀に対する考え方も変わっているのに、「旧式に依って」家廟を建てろというの

では、いかに天子の命令でも従えないのは当然である。ようやく将相大臣が家廟を建てるようになったのは、北宋末の大觀以後のことであつた。<sup>(12)</sup> このように仁宗朝の大官は上から勧められる家廟には眼もくれず、争つて墳寺勅額の方を奏請することになった。彼らが墳寺の方を求めた理由については、後にあらためて考察する。

## 二、墳庵及び道教の墳寺

およそ墳寺というのは、范仲淹の例で分かるように、もともと墳墓の傍側に建てられ墳墓の看守にあてていた私的な庵院に対し、とくに勅額下賜をうけて国の保証をえたものであった。後には有額寺院の改額というケースも多かつたが、墳寺制ができた当初の事情はこのようであった。つまり墳寺制が成立する前提として無名額の墳院墳庵があつたのである。ところが士大夫官僚だれもが墳庵の有額化、墳寺の勅額を下賜されるのではなかつた。ことに嘉祐四年以降、官僚では文武両相に限られ、時に例外としてそれ以下の官僚に下賜されることはあるても、この原則は宋代を通じて遵守された。しかし両相にのぼれる官僚はごく限られている。有名な文豪蘇東坡でさえ、最高の官職は礼部尚書であったから奏請資格はなく、眉州の先墓の墳寺旌善広福禪院は、尚書右丞になつた弟の蘇轍の奏請にかかるものであった。<sup>(13)</sup> このように墳寺の勅額を得るのは実に狭き門であつた。ただ奏請資格のなかつた中下級官僚あるいは在野の士大夫たちも、墳墓に看守の墳庵を置いた。恐らくその数は墳寺よりはるかに多かつたに相違ない。しかしながら文献には記録されることが少ない。とくに宋代地方志の寺院の項に列挙されるのは、当時の有額乃至は係帳の寺院であつて、私的な小規模な無額の庵院までは記載されていないことが多い。ところが元代地方

志になると、宋代の有額無額の別は意味がなくなつたから、小庵まで記録する場合がある。『至順鎮江志』卷九、寺院、庵の項を例にとってみよう。

1 報親庵 崇徳郷白兎山に在り。宋開府詹文の守墳庵。景定中（一二六〇—六四）詹氏子孫建つ。初名報徳。帰附後、火に燬つ。庵僧靜慶等重建し、今額に改む（丹徒県）。

2 德雲庵 丹徒郷に在り。即ち宋制置邱崇の守墳庵なり（同県）。

3 時思庵 洞仙郷南莊单巷に在り。即ち宋知縣張知剛の守墳庵。嘉熙丁酉（元年一二三七）建つ。帰附後、延祐戊午（五年一二三八）其の孫大興、撤して之を新にする（同県）。

4 奉先庵 仁信郷の南山に在り。宋紹興間（一一三一—六二）中散大夫胡氏建つ。仍つて田を捨てて以て衆に供す（丹陽県）。

5 報恩庵 後彭村に在り。延祐四年（一二一七）里人束徳榮兄弟同建。江山県尹彌希魯、記を為る（同県）。

1の詹文は縉雲の人、朝散大夫・直秘閣をもつて崇寧三年（一一〇四）知越州となつた（嘉泰会稽志）にすぎなかつたから、彼自身にも墳寺奏請資格はなかつた。2の邱崇すなわち丘崇（一一三五—一二〇八）は江陰の人、光宗朝に四川安撫制置使、嘉泰元年（一二〇八）に同知枢密院事となつた（宋史三九八）から晩年に奏請資格に達したが、賜額を請うまえに卒したのである。3の知縣張知剛にいたつては、まったく資格のない下級官僚である。4は守墳庵との説明はないが、庵名と所在地とから、これも墳庵に相違ない。ただし胡氏は不明。5は元代のものであるが、無冠の里人が建てた墳庵の例として注目される。こうしたことは遡つて宋代にもみられたであろう。以上の他

にも、名称から墳庵と察せられる庵が多い。

〔丹徒県〕 薦福庵、奉祠庵（以上丹徒郷） 思敬庵、時思庵（以上大慈郷）

榮顯庵（平昌郷）

〔丹陽県〕 報德庵（永和郷） 衍慶庵（桂仙郷） 審壽庵、永福庵（以上太平郷） 頤福庵、崇報庵、致思庵（以

上仁信郷）

〔金壇県〕 永思庵（登榮郷） 善繼庵、報德庵（以上大雲郷）

以上の請庵の大部分は元代になつて建てられたものと思われるが、これによつて宋代の墳庵の盛行も充分に推測できよう。

それでは宋代以前に墳側の寺院の存在がどの時期まで遡れるであろうか。宋元地方志の記録から拾つてみよう。まず『吳郡志』卷三三に、

寿聖院 吳縣西南二十里に在り。晋天福五年（九四〇）吳越國中吳軍節度使威顯公文奉創建、以て其の父広陵王元璽の墓祀を奉ず。初名吳山院。

とあり、また『淳熙三山志』卷三八に、

香燈資福崇寿院 同光三年（九二五）置く。閩王、国夫人塋郭の西なるを以て、因つて是の寺を置く。顯德四年（九五七）今額を加う云々。

とあつて、五代の吳越國、閩國の王室の墳院がみられる。さらに遡つて唐代については、わずかに『至元嘉禾志』卷一〇に、

方広院 唐咸通六年（八六五）造。寺記を接するに、蔡侍郎功德院なり。宋建隆中、額を延寿院と賜い、治元年（一〇六四）今額に改む。蔡氏の墳塋、寺の左右に在り。石幢は蔡氏の故物なり。

とある。同書卷一二にも蔡侍郎廟を載せ、石幢について「惟だ石幢題して云う。唐咸通六年蔡贊造。父母の塋を去ること九十歩、寿域を去ること一十六歩。三代皆当世の文豪なり」と記されており、この方広院はまさしく墳側の寺院である。唐代の文献を精査すれば、この他にも墳院の史料は見出せるかも知れないが、右のごくわずかな事例からでも、墳側寺院は少なくとも唐末まで遡り得る。それが宋代になつてさらに発展し、墳寺制の成立に及んだのである。

「はしがき」で触れたように、墳墓の看守にあたつたのは仏教寺院ばかりでなく、道教の宮觀もあつた。まず『慶元条法事類』中の賦役令の注には、「后妃臣僚之家墳寺、功德觀院」と墳寺、功德觀を挙げ、文集や地方志にも道教の墳寺はままみられる。なかでも有名なのは歐陽脩の場合である。葉夢得『石林避暑錄話』卷一に、

歐陽文忠公は平生、仏老を詆り、少くして『本論』三編を一氏について作る。公既に政路に登る。法にては當に墳寺を得べきも、極めて之を難んじ、久しく敢て請わず。已にして乃ち乞うて道宮を為る。凡そ執政の道宮を以て墳墓を守らしむるは、惟だ公一人のみ。

とある。彼は徹底した排仏論者で、彼の編纂した『新唐書』で仏教関係の記事を省いたことはよく知られている。

ちなみに彼が参考政事にあつたのは、嘉祐六年（一〇六二）から治平四年（一〇六七）の間である。他にも彼の守墳道宮については、羅大經『鶴林玉露』卷一「仕宦帰故郷」<sup>(17)</sup>と曾敏行『独醒雜志』卷一<sup>(18)</sup>の記事があり、それらによつ

で、彼は仏教がきらいなため久しく墳寺を奏請しなかったのを、韓公（琦）の勧めで道觀を墳寺に乞い、父崇公の諱が觀であるため、その道觀を西陽宮と改めしたことなどがわかる。その後の西陽宮については、畢仲游「代歐陽考功（棐）撰西陽宮記」（西台集六）があるほか、元の吳澄「西陽宮記」（呉文正集四八）、劉岳申「与歐陽原功（玄）書」二首（申齋劉先生文集四）があつて、元代での西陽宮の状況を伝える。

葉夢得はおよそ執政で道觀を墳寺にしたのは歐陽脩ただ一人であったと記すが、これは北宋のことと、南宋では若干の記録がある。紹興初（一一三一）に参知政事となつた翟汝文（一〇七六—一四一）の功德院の一つは、丹陽県の道觀、仁清觀であつた。<sup>(19)</sup>また『嘉泰吳興志』卷六、宮觀、帰安県の項には、

常清觀 梁大同四年（五三八）施肩吾、宅を捨てて建つ。……本朝治平二年（一〇六五）今額に改む。後又廢す。  
紹興中、和義郡王楊存中、其の額を墳庵に請う。乾道初（一一六五）復た還す。

とある。南宋の名将楊存中（一一〇二—一六六）は頤忠資福禪院という墳寺も建てた（鴻慶居士集二三）。また彼は紹興二十六年（一一五六）奏乞して家廟を建て、祭器を賜わっている（宋会要礼二二一四）。『延祐四明志』卷一八、鄞縣道觀には、

顯忠旌德觀 清修悟貞觀 太清悟空成道宮

並びに大慈山に在り。宋丞相史公（弥遠）の母齊越國夫人、山中に葬り、建てて功德所となす。

とあり、史弥遠（一一六四—一二三三）は墳墓のある大慈山に四墳寺を建てた（宝慶四明志二三）ほかに、この三道觀を功德所として造つたのである。家廟はすでに父の史浩（一一〇六—一九四）によつて建てられていた（宋会要礼二二一六）。

また同書同巻、奉化州道觀の項には、

元真觀 嘉定十一年（一二一八）觀文趙公（彦逾）墳を建つるに因つて剏立す。

とある。『咸淳臨安志』卷七五には、惠順賈貴妃の功德院—太清宮、沂靖惠王府香火院—常清宮がある。さらに元代の例としては、鄭玉「鮑周墓誌銘」（師山集七）に、

自ら葬地を城南の葉有にトし、宮を其の傍に築き、道流をして之を守らしめ、名づけて心田道院と曰う。  
とあり、この場合は生前に自らの墓地を決めておく逆修の道院である。また仏教の墳庵と同じく、道教のそれも元代地方志には見うけられる。同じく『至順鎮江志』卷一〇、道觀、庵の項から拾つてみよう。

〔丹徒県〕 高莊吳墳庵（洞仙鄉）葉墳庵（義里鄉）崔墳庵（丹徒鄉）

〔丹陽縣〕 敬親庵（桂仙鄉）言墳東庵（永濟鄉）

〔金壇縣〕 後疁潘墳庵（金山鄉）汰塘莊墳庵（大雲鄉）厚德庵、永懷庵、敬親庵、南王莊趙墳庵（以上登雲鄉）  
鄒墳庵、敬思庵、王墳庵（以上三洞鄉）薦福庵、報本庵、張墳庵、報德庵、敬親庵（以上遊仙鄉）

以上は庵名から墳庵らしきものも抜き出したにすぎないが、これだけでも仏教の墳庵より多い。また道教の場合には、吳墳庵などと姓を冠した墳庵が多いことも特色である。右の大部分はやはり元代に建てられたものであろう。

要するに道觀も寺院と同様に看墳にあたり、墳寺制の適用をうけていたのである。歐陽脩は仏教を嫌つてことさら道宮を墳寺の代わりに指定したのであったが、南宋の翟汝文、楊存中や史弥遠らは墳寺に加えて道觀を功德所にまで、その上さらに邸宅には家廟を創立した。彼らの祖先祭祀において儒仏道三教は併用され、三教がことさら区

別されることはなかつたのである。ここにも宋代士大夫の宗教に対する態度をうかがうことができよう。

### 三、墳寺墳庵普及の背景

#### 1、墳寺の特典

北宋中期以来、文武高官が挙つて墳寺を置いたのは、すでに諸家が指摘するように、一つには墳寺の置立によつて諸種の特典にあずかるからであつた。その特典の一は度僧の許可と紫衣師号の賜与である。熙寧五年（一〇七二）十一月二十七日制定の条文中に、

仍つて兩たび聖節を経れば、行者（童行）一名を度することを与す（宋会要道积一一一七）。

とあり、一年に行者（童行）一名の得度が許された。これより先、治平四年（一〇六七）ころの蘇頌「奏乞今後不許特創寺院」（蘇魏公文集一七）に、

その臣僚の家、例として院額を賜うべき者は、並びに有名寺院を指射するを許し、僧徒に墳塋を看管せしめよ。仍お旧例により、一年或いは間年に、行者一名の剃度を与し、充てて恩澤と為すべし。

と献言しており、一、一年ごとに行者の得度を許すのは「旧例」すなわち仁宗朝以来の例であった。僧尼に紫衣師号を下賜するものも天子の仏教に対する恩恵の一であつたが、墳寺の僧にもそれを与える場合があつた。

後又「任」沢に墳寺を賜い、旌孝禪院と為す。歳ごとに僧一人を度し、紫衣或いは師号一人（長編三三八）。これらの特典以上に大官にとって魅力があつたのは、科敷（附加税）蠲免であつた。『仏祖統紀』卷四六に、

大觀二年（一一〇九）勅すらく、勲臣戚里のあらゆる功徳墳寺は、自ら屋を造り田を置くものは、止だ名額を賜い、科敷を蠲免し、本家より僧を請うて住持せしむるも、有額寺院を指占して墳寺功徳に充つることを許さず。御史台、内侍省の彈劾施行を許す。

と科敷の蠲免が明文化されている。しかし実際には役錢まで免除されていたことは、『宋会要』食貨一四一一五、大觀四年五月十四日の臣僚上言に詳しい。それによると、「元豐令では、聖祖及び歴代皇帝の神御（御像）、陵寢を崇奉する寺觀のみ役錢を免除されたが、臣僚は多く功德墳寺を名目に諸般の差役の特免を奏請し、都省もそれを直ちに認可している。なかには土地を寺に施入して免納を乞う者、守墳人が上・中戸であるにもかかわらず役錢の免除を願う者までおり、その分が下戸の負担となっている。今後、臣僚が奏請した墳寺は役錢を特免せず、また守墳人の免役を奏請させないよう<sup>(20)</sup>にしたい」と上言した。そこで詔して礼部に割刷（調整）させ戸部に送つて改正せしめたとある。これにより役錢免除の特典はなくなつたが、南宋でも、その他の非時の科敷は免除されていた。曹勛「崇先顯孝禪院記」（松隱集三〇）に、紹興二十二年この墳寺が落成すると、「攸司に詔して、科敷・差借を免じ、官司の指占を許さざらしむ」とあり、前掲「蒼山資福寺勅牒」（隆興元年）にも「寺内、人の權殯安葬を許さず、及び官員諸色人の名目を作りて影占安下するを許さず。仍お例に依つて、州縣非時の諸般の科率、差使、借借を免ず」とあり、墳寺の勅額をうけると科敷蠲免が与えられ、功德主家の独占が許されたのである。<sup>(21)</sup>

ところで墳寺制の社会的弊害として挙げられるもっとも大きな問題が、実はこうした寺院の独占、私物化であった。墳寺は新たに創建する場合と既成寺院を改額する場合とがあつたが、とくに批判の対象となつたのは有額寺院

を指占して墳寺にする場合であった。もつとも始めのころはそれほどやがましくなく、かえって有額寺院を墳寺にあてる方が望ましいとする意見があつた。前掲の蘇頌の献言がそれである。つまり寺院を建てるごとに莫大な費用がいり人民を苦しめるので「例として院額を賜うべき者は、並びに有名寺院の指射を許すべし」(五〇頁)というのであつた。彼自身、元祐中に尚書左丞になると有額の因勝院を墳寺に奏請して因勝報親院の名額を賜わつた(嘉定鎮江志八)。また王安石は熙寧九年(一〇七六)江寧第一の名刹である蔣山太平興國寺を墳寺とした。

北宋末になると事情が変わり、前掲大觀三年の詔勅で、自ら屋を造り田を置いたものに名額を下賜し、有額寺院の指定占拠を禁じた(五一頁)。この方針は南宋に繼承され、紹興七年(一一三七)には、さきに奏請して有額寺院を墳寺に指定したものは、その墳寺を取消し無額の小院に改めさせた。その結果、李綱の墳寺であった常州普利院と邵武興聖院は御史台の告発をうけて無額の小院に改めさせられ、沈与求の妙嚴院は自造の墳寺ではあつたが、墳寺許可以前に勅額を賜わつていたので、自ら変更を申し入れて認められた(仁祖統紀四七)。ただ孫覲「顯忠資福禪院興造記」(鴻臚居士集二三)には、

旧制、諸墳寺を建てれば、率ね故刹を改界して以て賜う。<sup>(23)</sup>

とある。旧制とは前後の文章から、紹興七年以前の制に相違ない。つまり大觀三年の禁令はあっても守られず、こゝに南宋初、官府や貴族に寺舎の占住を許したほどの時期において、墳寺を建てる余裕などなかつたので、古刹の改額を許可したものと思われる。そして南宋政権の基盤が固まつた紹興七年になつて、大觀の禁令を申厳し有額寺院の指占を厳禁したのであらう。

こうした禁令にもかかわらず、南宋を通じて有額寺院の墳寺化はやむことがなかつた。その状況は淳祐十年（一二五〇）三月の臣僚上言と、それより数年前、天台沙門思廉が杜清獻公「範」に送つた書簡に詳しく（ともに仏祖統紀四八）、すでに三島・小川両氏も一部を引用している。ここでは臣僚上言の大意を紹介しよう。

国家は元勲大臣、近貴戚里を優遇するため、守墳寺院の陳乞をゆるしている。おもうにそれは、自ら屋宇を造り、自ら田産を置いて、祖父を資薦したいとする者に、名額を与えることなのである。故に大觀の降旨に「近臣の有額寺院を指射して守墳功德（院）に充つるを許さず」とあり、紹興新書にも「有額寺院を指射するを許さず」と法令に明記されている。およそ勲臣戚里に功德院が有れば、ただこれに名額を下賜し、科敷の類を蠲免し、住持僧をその家に選ばせるのであり、有額寺院を与えるのでは決してない。このごろの士大夫は一旦朝堂に登ると、利殖をたくらみ名刹を指射して功德院に改充し、その田産を侵奪する。不肖の子弟は往々、庸僧から賄賂を受取つて住持にすえ、米鹽薪炭まで時々に供納させて、寺に養つてもらつてゐる有様で、先祖を汚辱すること甚しい。まして宰執の家は各地に多く、それぞれが數々寺を指占するとなると、國家の名刹はほとんど無くなつてしまい、臨時の徵發でもあれば、不足分が人戸に振りあてられ、人民の苦しみを重くする。望むらくば、旧制（紹興新書）を申嚴して、すべての指占せる勅額寺院は改正し、また住持の僧は官司が任ずるようになつてしまつた。そうすれば士大夫の家が寺院と交わり賄賂をおくる弊害を絶つことができよう。

この上言は制可されたとあるが、どれほど実効が挙がつたかは甚だ疑わしい。それにしても、この上言に述べているように、墳寺は祖先追薦の美名の下に、天子のお墨付を得て行う有利な殖産の一方途であつた。思廉の書簡にも、

「請過したる功德〔院〕は一鍼一草みな我が家の物なり」とうそぶく時貴の言を引いている。まさしく彼らの寺院兼併を見事にいい表わした言葉である。

## 2、徒居の風と墳墓の管理

上述の諸種の特典が大官を挙げて墳寺奏請に向かわせ、宋代に墳寺が盛行した要因の一つではあったが、それが原因のすべてではない。そもそも本来儒教を奉じて、仏教を夷狄の宗教として排斥もしくは抑圧する立場にあった士大夫官僚、それも官界最高の地位にある宰執、枢密使副が挙げて先祖の墳墓看守を寺院に委ねるというのは、きわめて特異な現象である。単に彼らの経済的欲求によつてもたらされたとの説明ではすまされない、もっと本質的な理由が存在したとみなければならない。まして前章で述べたように、墳寺奏請資格のない中・下級官僚や在野の士大夫たちも墳庵を多く置いた。これらの墳庵は勅額を下賜されぬ無名額の小庵であるから、上述の諸種の特典には預かれないと、それでも宋代から元代にかけて墳庵がさかんにつくられたのは、どうしてであろうか。次にわれわれはその理由を、別の角度から探つてみなければならない。

宋代になつて新たに指導層となつた士大夫階級の特色の一つに、徒居の風がある。すでに南宋の洪邁が『容齋隨筆』続筆卷一六「思頴詩」で指摘するところであり、筆者も前稿「北宋士大夫の徒居と賈田——主に東坡尺牘を資料として——」(史林五四一二、一九七一年)で論及した。すなわち当時の知識人は科挙に及第して官僚になることを目差し、首尾よく及第して官仕すると、一生、官僚として中央と地方の間を転々とする浮草的生活を送ることになり、

廻避の制が確立したこともあるって、彼らは終生、故郷に帰り先祖の墓を拝する機会に恵まれなかつた。帰郷の機会をえないのは官仕する以上止むをえないとしても、自らすんで他郷に土地を買い求めて安住の計をなし、しかもそれを喜び得意になるのはけしからぬと、洪邁は歐陽脩の思穎詩を挙げて彼らの行為を非難した。このような意見は南宋人に少なくない。翁文豹『吹劍統錄』<sup>(24)</sup>にも、

今の士大夫は親戚を捐て、墳墓を棄てて、他州に遊宦し、其の風土を楽しんで、遂に焉に家するもの有るに至る。欧・蘇諸公の如き皆然り。是れ固より未だ敢て軽々しくは譏せず。之を要するに、父母の邦は、墳墓の在る所なれば、豈に怒然（ゆきがせ）にすべけんや（三九頁）。

と、今の士大夫が故郷をすて墳墓をする風潮をやんわりと批判する。こうした士大夫の徙居の風を論ずる際に必らず引合いに出されるのは、右の「」とく、歐陽脩と蘇軾であつた。林希逸「莆田方氏靈隱本庵記」（竹溪齋斎十一藁統集一二）にも、

固より田を清穎に買って滝岡日々に遠く（歐陽脩）、田を陽羨に買って蜀を去ること万里（蘇軾）なる者あり。大賢と雖も免がれざる所なり。要らず以て訓と為すべからず。

と記す。官仕して先祖の墓に詣でられぬ彼らは、墳墓の管理を郷居する族人に委ねた。前稿で述べたように、歐陽脩は墳墓の看守を十四弟煥に委ね、蘇軾は仕官せず蜀に留まる従兄弟の不危、字は子安と隣人楊濟甫に墳墓照管を依頼していた。范仲淹も仲儀待制に与えた尺牘に「吳中の松林は數房の照管する有り」（范文正公集尺牘卷下）と記している。

徙居した士大夫は死後も先祖の墓に帰葬されず、他郷に新たに墓をつくった。蘇州に墳寺を置いた范仲淹、吉州永豊の滻岡に先墓のあった歐陽脩ともに開封府に葬られ、蘇軾の墓は汝州にあった。そして彼らの墓にも、子孫が榮達すれば墳寺が置かれる。范仲淹の子純仁が執政にのぼると、開封にある父の墓に褒賢顯忠神院を置いたのは、その例である。

ところで、たとい本人が官仕して看墳できなくても、郷居する族人たちが看守しているのに、その上に墳寺墳庵を置いて寺僧に照管させるのは、どうしてであろうか。陳著「王氏捨田入定明寺記」(本堂集五〇)に、

家の興廢、子孫の賢不肖は、古より必し難き所なり。況んや年来、公私交ごも迫り、刻を以て歳を為す。廬墓せんと欲すと雖も、勢として可ならざる有り。已む無くんば、則ち之を寺に委ぬ。猶お他に委ぬるに愈らざらんや。

と記している。人の世の盛衰は予想しがたい上に、毎日の生活に追いまわされて、古人のごとく墓に廬を結んで看管したいと思ってもできない。止むなく看管を寺に委ねることになるが、他人に委ねるよりはましではないか、というのである。元の吳澄もまた「臨川饒氏先祠記」(呉文正集四六)に同様のことと述べている。

人家の墳墓を守る子孫は、或いは游宦し、或いは遷徙して、其の郷を去らざる能わず。縱使去らざるも、家業或いは前のごとかざれば、則ち歳時展墓の礼、豈に廢墜の時無からんや。深思遠慮の者謂えらく、人家の盛、或いは僧寺の久しきに敵わざらんと。ここにおいて、之を僧寺に託し、以て其の永存を冀う。其の意亦た悲しむ可し乎。

墳墓を看守する子孫も官仕したり遷徙したりして、郷里を離れねばならなくなる。たとい郷里に留まつたとしても、その家運は元のままとは限らない。そこで深思遠慮する者は、世俗の家より僧寺の方が永続するのに目をつけて、墳墓の看守を僧寺に託して永存をねがつてはいる、という。吳澄も記すように、当時の人々は僧寺は永続するものとみていた。その理由を、元の黃縉はおおよそ次のように述べる。「寺院では甲から乙へと法を伝授し、田廬、賃産、器械、百須の物も子から孫へと伝える。それらを作ることも難しいが、保存していくのも容易ではない。その点は世俗の家と大きな違いはない。しかし世俗の子孫はすべてが賢人とは限られないが、仏者の子孫というのは、徒弟の中から適任者を選んで後継にするから、代々繼承されて数百年千年たつても衰えない。その点は世家大族であつても及ばない」（金華黃先生文集一三、淨勝院莊田記）。

黃縉が寺院永続の理由を住持相続制<sup>(28)</sup>に求めたのは興味深い。ただ墳庵を置くだけではまだ不充分で、それに経済的裏付けがなければならない。そこで田土を墳庵に施入した。前掲「王氏捨田入定明寺記」に「今、田を墓の為に捨すれば、則ち墓は寺とともに、相い無窮たらん」と記し、「莆田靈隱本庵記」には「田存すれば則ち庵存し、庵存すれば則ち松楸は百世恙無し」と記している。万古不变の田土を墳庵に付けてやれば、それこそ鬼に金棒、先祖の墳墓は永遠に保たれると信じたのである。

周知のごとく、宋代以後の士大夫は一代貴族とよばれる。「進士にあらざれば美官を得ず」（司馬光）といわれた時代、たとい宰相を出した家柄でも、子孫に賢才が出ず科挙に及第する者がいなければ、その繁榮を保つことはできず没落していく。右に掲げた文章は、いづれもそうした士大夫官僚の不安定さを指摘し、墳庵の置かれる理由を

これに求めているのである。われわれはこれらの記述から、墳寺制が何故隋唐代ではなく宋代におこり、墳庵が宋元代に普及したのかを理解することができる。つまり、徙居の風がさかんで、子孫の浮沈はげしい宋代の士大夫社会においてこそ、墳寺制や墳庵が必要とされたのであり、唐代までの門閥貴族社会では生まれてこない制度であったということができる。

これとは正に逆の関係にあつたのが、前述の家廟制度であつた。『宋史』一〇九、礼志一〇に、

群臣家廟、周制に本づき、適士以上、廟に祭り、庶士以下、寢に祭る。唐は周制に原づき、私廟を崇尚す。五季の乱に、礼文大壞し、士大夫襲爵なし。故に廟を建てず、而して四時に室屋に寓祭す。

とその制度が五代に行われなくなつた理由に士大夫が襲爵しなくなつたことを挙げ、仁宗の奨励にもかかわらず、既にして有廟者の子孫、或いは官微にして以て祭を承くべからず、朝廷又尽くは襲爵の恩を推し難きを以て、事竟に行われず。

という。実力本位の士大夫官僚社会では、子孫が没落して廟祭を維持することができない場合が多く、また朝廷でも唐代の襲爵制を復活するという逆行政策は最早とれなかつた。そこで、この時家廟を建てたのは文彦博のみであつて、事止みになつた。これは唐宋間の大きな時代変化を如実に示すものである。その後、「大觀及び紹興以来、將相大臣、勲戚の家は、始めて旧制に循つて家廟を建立した。しかし、その閥閱（功績）を相伝え、父子宰相を継いで……古制に愧じない者となると、南宋になつて、史氏一門（浩、弥遠等）だけであつた」（吹劍三錄、七二頁）といふ。家柄を子々孫々に伝えていくことの難しい士大夫官僚には、家廟の維持は荷が勝らすぎる。それよりも永続

する墳寺墳庵に祖先祭祀を委ねる方が都合よかつたのである。

だからといって、墳寺墳庵を置いた士大夫がすべて熱心な仏教の信者というわけではない。仏教を好まず、しばしば仏教を批判した司馬光は、陝州（山西）夏県西の鳴条山にある祖塋に余慶とよぶ墳寺を置いた（馬永卿、懶真子録四）が、彼は墳寺について、

凡そ臣僚の家、人の墳を守るものなれば、乃ち墳側に寺を置き、暗わすに微利を以てし、之をして種植を守護せしむるのみ（温国文正司馬公集二八、永昭陵寺劄子）。

と説明するよう、彼にとって墳寺というのは、墓守以外の何ものでもなかつた。また樓鑰「長汀庵記」（攻媿集六〇）には、

前輩言えらへ、自ら墳墓を守る能わず、人をして之に代わらしむ。故に守墓の人、待するに奴隸を以てすべからず。況んや庵僧をやど。

と、守墓人や庵僧を奴隸のように処遇してはならないという。そのことを裏返していえば、往々、庵僧も使用人のごとくに処遇されていたことになる。前掲「王氏捨田入定明寺記」には、さらにはつきりと、

流俗の所謂空に溺れ、福を茫昧の表に徼うるがごときは、吾が事にあらざるなり。

と記し、墳庵を設けるのは決して仏教に溺れ福をむかえるためではない、あくまで便宜的なものであるという。これこそ、儒者である士大夫の墳庵に対する態度を、端的に表明したものといえよう。

#### 四、墳庵から墓莊へ

墳寺制は元朝に繼承されなかつたので、この制度は宋朝一代で消滅し、元代になると墳寺の特典は失われ、一般寺觀と同等に扱われた。しかし元代地方寺觀には一々宋臣の墳寺であつたことが注記され、墳寺の格式は保たれていたようである。また王安石の墳寺太平興國寺では、彼の父子三世の画像の前には依然として香燈さかんであった。<sup>(2)</sup>一方、前掲の元代諸資料で分かるように、道仏の墳庵は元代でもさかんにつくられた。建置の理由も、吳澄「臨川饒氏先祠記」等にみられるごとく、宋代と異なるところはなかつた。それが明代になると、文集等に墳庵の記録はめだつて少なくなる。それならば、明代以降、墳墓の看守はどのようになされたのか。このことについて、清の全祖望「宝續庵記」(鮚埼亭集外編二)は次のごとく記す。

寺庵院の属を設為して以て墓を守るは、宋人最も盛にして、其の両府に登る者、甚しくは之を朝に請い、以て其の地を重んずるに至る。而して放翁(陸游)以て古に非ずと為す。明人稍や之を易えて墓莊を為り、佃戸をして墓田を耕さしめ、以て灑掃を司らしむ。此れ変じて礼に合する者なり。吾が始祖の侍御府君の墓は、庵を沙渚に建て、以て香火を奉ぜしむ。蓋し宋の旧なり。

すなわち、明代になると墳庵に代わつて墓莊をつくり、庵僧ではなくて墓莊の佃戸に墳墓の灑掃を行わせるようになったという。いま具体的事例を挙げる余裕はないが、この全祖望の指摘は正鵠を得ているとみられる。また宝續庵のように、宋代に建置された墳庵はそのまま存続して清代に及んでいることも注目される。

全祖望のいうように、明代になつて墳墓の看守が墳庵から墓莊へと代わつていつたのは、どういう理由によるのであらうか。まず第一に挙げられるのは、朱熹の『文公家礼』の普及である。およそ宋代の士大夫は喪葬、祖先追薦にはおおむね仏教を用いた。仏教を信じなかつた司馬光でさえ、家法に「十月、斎僧誦経し祖考を追薦せよ」の一項を設けたといわれ、また理学のさかんな江西において、臨川の黄鞞が卒した時、その子の壇は僧道を用いない葬送を欲したが、親族がこぞつて反対したので止むなく半今半古の礼を行つたという。仏式の喪葬を行わないと世間から親を軽んずるものとして非難されるほど、喪葬習俗には仏的の浸透が著しく、士大夫といえどもその習俗から脱がれることはできなかつた。識者のなかには、父祖の死に直面して哀しみを表わす方法が他にない以上、俗礼や夷教に意を屈するのも仕方あるまいとする意見もあつた(以上、吹剣四錄<sup>(28)</sup>)。このような時代にあつて、朱熹は古今の礼制を参照し俗礼を加味して『文公家礼』を著わし、士大夫の遵守すべき冠婚葬祭の規範を示したのである。朱子学の発展にともなつて士大夫のなかにこれに従う者が次第に増え、喪葬も仏教をはなれて儒教の礼に依るようになつていつた。例として若干の明代地方志風俗の記述を挙げてみよう。

士夫は家礼に遵い、民間は浮屠を尚ぶ(万曆漢陰縣志四)。

喪は朱文公家礼に遵う。……郷民は半ば仏事を作す(天啓同州志一)。

士夫の家、悉く朱文公家礼に遵う。仏事を用いる者は、世禄の家並びに商賈のみ(万曆朔方新志一)。

邑の士夫の家、まま家礼に仿い、浮図を用ひず、鼓樂を具えざる者有り(万曆昭化縣志一)。

揚俗喪礼、士大夫の家、或いは司馬及び考亭の家礼を用う(万曆揚州府志一〇)。

惟だ士夫の流俗を脱する者、少しく家礼に遵う（万曆蒲台志三）。

など、明末には士大夫の家で『文公家礼』を遵行して仏事を用いない者が増えていた。かくて士大夫は家に祠堂を置いて祖先を祭祀し、祭田を設けて祭祀費用に充て、また墓田<sup>(3)</sup>を置いて墓祭の費用に充てた。前述の墓莊とはこの墓田に他ならず、その耕作者である佃戸が墳墓洒掃にもあたつたのである。こうして『文公家礼』の普及は士大夫の喪葬、祖先祭祀に大きな影響を及ぼし、墳墓管理についても仏道の庵院に頼らない方法が、明代以後さかんにつたといえる。

それとともに、士大夫の帰郷し郷居する者が増え、一族共同で宗祠や先墓を管理する風が強まつたことも、墳庵衰退の一因であろう。また一般的に仏教々団の社会的役割が宋代に比べて低くなつたことも挙げられよう。そうした明代以後の仏教の社会史的考察は、今後の課題である。

（京都大学文学部助教授 東洋文庫研究員）

### 註

（1）三島一「唐宋時代に於ける貴族対寺院の經濟的交渉に

関する一考察」（市村博士古稀記念東洋史論叢一九三三年）、小川貫太「宋代の功德墳寺に就いて」（竜谷史垣二一、一九三八年）。

（2）小川前掲論文四〇頁参照。

（3）三島前掲論文。鎌田茂雄『中国仏教史』（岩波全書）も「すでに唐代にも存していた」（二八七頁）とする。

（4）宋代の寺院制度については、高雄義堅『宋代仏教史』の

研究』（百華苑、一九七五年）第三章「宋代寺院の住持制」を参照。

（5）〔天禧二年四月庚寅〕先是、上封者言、諸處不係名額寺院、多聚奸盜、騷擾鄉間、詔悉毀之。有私造及一間已上、募告者、論如法、於是、詔寺院雖不係名額、而屋宇已及三十間、見有仏像、僧人住持、或名山勝境、高尚巖巒、不及（6）〔嘉祐七年九月〕辛亥、天下係帳存留寺觀未有名額者、特賜名額、其在四京管内、雖不係帳、而舍屋及一百間以上、

亦特賜名額（長編一九七）。

この措置に對して諫官司馬光は「論寺額劄子」（溫國文

正司馬公集二四）において、その撤回を強く求めた。

(7) 「治平四年正月辛亥（二日）詔・民間先私造寺觀及三

十間者、悉存之、賜名壽聖（皇宋十朝綱要七）。

英宗はこの詔が出てから六日後の丁巳（八日）に崩じた。

しかし壽聖の賜額は、後を繼いだ神宗によつて熙寧三年（一〇七〇）ごろまで続けられた（高雄前掲書七三～四頁参照）。したがつてこの賜額は英宗の平癒祈願のために始められたが、すぐに崩御したので、その後は英宗の冥福追薦のために行われたことになる。高雄氏は日付を記さない『仏祖統紀』四五の記事に拠つたので、賜額の目的を後者にのみ求めている。

(8) 唐武宗のいわゆる会昌廢仏進行中の会昌四年（八四四）七月、「勅下つて、天下の山房蘭若、普通仏堂、義井、村邑の齋堂など、未だ二百間に満たず、寺觀に入らざる者を

毀拆した」（円仁「入唐求法巡礼行記四」とあり、この時は二百間に存廃の規準であった。なお小野勝年「入唐求法巡礼行記の研究」第四卷（鈴木學術財團、一九六九年）七一、五四四～六五頁等参照。

(9) 誕節については葉德祿「唐帝誕辰祝賀考」（輔仁學誌九一一）がある。

(10) 宋代の正確な寺院統計は存しないが、江休復『雜志』（説郛卷二所収）に、

景德中、天下二万五千寺、今三万九千寺、陳襄判祠部

云。

とある。陳襄が判祠部すなわち政府の宗教行政機關に勤めていた時の言であるから、かなり信憑性のある数字とみられる。彼が判祠部であつたのは嘉祐三年（一〇五八）より六年（一〇六二）の間であり、江休復（一〇〇五～一〇六〇）は同五年に卒しているから、右文の「今」というのは、仁宗晩年の嘉祐三、四年を指す。なお北宋末の孔平仲『談苑』卷二にも同じ文章を載せるが、「陳襄判祠部云」の六字を省いている。そこで後者のみに拠つた高雄・小川氏らは「今」を北宋末とみているが、『説苑』の記事が『雜志』の孫引きであることは明白である。隨筆雜記類には往々にこうした孫引きがあるので注意を要する。

(11) 『宋史』職官志卷一〇、贈官

宰相、三師、三公、王、尚書令、侍中、樞密使副、知院、同知院事、參知政事、宣徽使、簽書同簽書樞密院事、觀文殿大學士、節度使、並贈三司。

(12) 家廟については『宋會要』礼一二一～一四「群臣士庶家廟」に詳しい。また宋敏求「春明退朝錄」卷中、俞文豹『吹劍三錄』、『宋史』一〇五禮志一二等参照。

(13) 特例として墳寺を与えられたことを記すものが間々ある。

1、(熙寧十年十二月戊子) 上批、故宣慶使昭州防禦使李

神福……可賜神福墳寺、為褒勤禪院、每二年一度僧、毋得為例。(長編二八六)。

2、傅楫(一〇四二一一〇二)既死、援王陶(一〇二〇

一八〇)例、未至執政、特賜功德院、而不改広教之額、楫墓在寺側、其羣從亦有依寺而居者(周必大、文忠集一

六七、泛舟游山錄)。

3、(元符元年十月)乙亥……孫處士言……乞依王陶等近例

(長編五〇三)。

4、(元符元年十月辛卯)姚麟乞建墳寺、詔賜額曰顯忠、以其祖嘗開邊、特許之、余人不得援例(同)。

(14) 蘇轍「墳院記」(繼城集、三集一〇)

旌善広福禪院者、先公文安府君贈司徒墳側精舍也、……至尚書右丞、與聞國政、以故事、得於墳側建刹度僧、以薦先福、墳之東南四里許、有故伽藍、……相傳唐中和中、任氏兄弟所捨也、轍以請於朝、改賜今榜、時元祐六年也、……

(15) 陶希聖主編『唐代寺院經濟』(食貨出版社重印、一九七四年)三四「家山・功德院与莊」の項を設け、前掲『仏祖統紀』景雲二年、大曆二年の記事の他、功德院に類する

資料三種を『全唐文』より拾っている(九一~九三頁)。

1 李贛「請自出俸錢收贖善權寺事奏」(卷七八八)——咸通中?

2 李藩「慧山寺家山記」(卷八一六)——乾符六年

3 劉汾「大赦菴記」(卷七九三)——中和三年

この中もっとも宋元の墳庵と性質が似ているのは3であるが、地名を広信路弋陽縣帰仁鄉四十六都新坡里などと記し、その他の用語も元代のものがあり、殘念ながら後代の偽作である。もちろん『文苑英華』にこの文は収録しない。1、2とも唐末資料であり、墳側寺院の一証ではあるが、後の墳寺墳庵と同じものではない。

(16) 宋朝では生誕の地など皇帝ゆかりの場所に仏寺道觀を建て神御殿を置いて祭祀したが、陵墓でも宣祖・太祖・太宗三陵に永昌禪院を造営した。また真宗永定陵に永定禪院を置き、仁宗の永昭陵がでると、永定禪院を永定明孝禪院に改額して二陵を兼奉せしめた(小川論文四〇頁)。墳寺制はこうした陵寺の制を臣僚まで及ぼしたとみることができること。

(17) 執政得立功德寺、公素排仏教、雅不欲立寺、崇公諱觀、又不可立觀、乃立青陽宮、然公自葬鄧夫人之後、不復歸故鄉、……

(18) 兩府例得墳院、歐陽公既參大政、以素惡积氏、久而不

請、韓公為言之、乃請瀧岡之道觀、又以崇公之譁、因奏改為西陽宮、今隸吉之永豐。

(19) 『至順鎮江志』卷一〇

仁靜觀、在縣東北四十里九靈山、即翟忠惠公汝文之功德院。翟汝文是同處に仏寺の功德院もあった。同書卷九にみえる。植德博施院、在縣東北四十里、宋參政忠惠公翟汝文之功德院。

(20) 長文であるが、重要な史料なので全文を掲げる。

大觀四年五月十四日臣僚言、元豐令、惟崇奉三聖祖及祖宗神御陵寢寺觀、不輸役錢、近者臣僚多因功德墳寺、奏乞特免諸般差役、都省更不取旨、狀後直批放免、由是援例奏乞、不可勝數、或有旋置地土、願捨入寺、亦乞免納、甚者、至守墳人雖係上中戶、並乞放免、所免錢均數於下戶、最害法之大者、欲今後臣僚奏請墳寺、不許特免役錢、仍不得以守墳人奏乞放免、其崇寧寺觀合納役錢、亦乞改正施行、詔令禮部剗刷、閔戶部改正。

(21) 『慶元條法事類』四八、賦役門、科敷に引く賦役令に、あらゆる寺院の田産は、稅租、夫役、免役錢及び諸色の科敷を免することを得ず。その稅租も亦た支移折變を免ずることを得ず、止だ見錢を納めしむ。

とあり、この令は后妃、臣僚の家の墳寺、功德觀院にも適

用されたとある。しかし實際には諸種の蠲免を得ていて、この令は眞文に等しかったと思われる。同令文は支移折變の項にも引かれている。

(22) 太平興國寺は、もと梁武帝が神僧寶誌のために建てた開善寺で、代々寶誌の道場として崇拜された。ことに宋太宗は宋朝の未来を予言する寶誌讖記を得て尊信し、この寺を太平興國寺と改め田土を施入した。王安石は熙寧九年

(一〇七六)十二月、父母及び子雲の菩提を弔うために施田を奏乞して許された(長編二七九、王文公文集一九)。

かくてこの寺は王家の功德寺となり、蔣山にある小刹を併合して、はじめて大刹となつたといふ。明初勅命で移転させられ、今の靈谷寺となつた(金陵梵刹志三)。

(23) 旧制、建諸墳寺、率改昇故刹以賜、惟公(楊存中)自度地、至營築、尽發私錢、以充土木工徒蓋瓦級磚鬆丹之費、積十年之勤而後成、……紹興十一年歲次辛巳三月日具位孫某記、

(24) 爰文豹『吹劍錄』には、張宗祥が輯錄校訂した排印本『吹劍錄全編』(古典文学出版社、一九五八年)がある。引用に際しては、その頁数を付した。

(25) 凡仏者之居曰寺若院、有甲乙次相授法、田廬貲蓄器械百須之物、悉得以為世業、伝子若孫、其成之難而保有之不易、与齊民之家、固無大異也、然人之子孫、不皆才且賢、

而私氏之子若孫、率以義合、必折焉而得其人、乃以畀之、故其伝往々至於千數百歲而不墜、世家大族弗如也、迹以所

憑、藉以永久者、存乎其人尔、

(26) 宋代寺院の住持制については高雄前掲論文参照。

(27) 吳澄「臨川饒氏先祠記」(吳文正集四六)

予昔在金陵、同一達官、遊鍾山寺、見荆國王丞相父子

三世画像、香燈之供甚侈、達官慨然興嘆焉、蓋以二百余年之久、荆國子孫衰微散处、而僧寺之祠独不泯絕、

此孝子慈孫愛親之意、所以不能不然者與、

(28) 独一老師曰、……自私入中国以来、世俗相承、修設道場、今吾欲矯俗行志、施之妻子可也、施之父母、人不謂我以礼送终、而謂我薄於其亲也、温公至不信佛、而有十月斋僧誦經追薦祖考之訓、……江西尚理学、臨川黃少卿肇卒、其子壙欲不用僧道、親族内外羣起而排之、遂從半今半古之說……蓋孝子順孫、追慕誠切、号泣昊天、無所顧哀、雖俗禮夷教、猶屈意焉(吹劍四錄、一二五頁)。

(29) 趙翼『陔余叢考』卷三二、廟堂に、

今世士大夫家祠、皆曰祠堂、

とあり、また廟堂の称は元代に始まるとする。すでに元の

吳澄

古之大夫士、家有廟而墓無祭、近代非有賜不得立廟、

先儒定家祭礼、遂易家廟之名為祠堂、而墓祭之礼亦從

俗、然既祭於墓、而又立祠於僧舍、不知於礼為何如(臨川饒氏先祠記)。

と記す。先儒とは朱熹のこととみられ、家廟を祠堂と称したのは宋代に遡る。なお祠堂は墳寺に置かれる場合も多く、右は臨川饒氏が先墓に近い武林寺に祠堂を設けた時の記である。

(30) 朱熹『文公家礼』卷一、通礼第一、祠堂、置祭田、

初立祠堂、則計見田、每龕取其二十之一、以為祭田、

親尽則以為墓田、

祭田、墓田については、清水盛光『中國族產制度攷』(岩波書店、一九四九年)参照。とくに第二章第二節「祭田の起源と發展」に詳しい。なお宋代では墓祭の可否について多くの議論があり、朱熹は張栻らと同じく「古不墓祭」の設を支持した(葉真、坦齋筆衡、不祭墓)が、家礼では俗礼に従つて墓祭も認めた。